

答 申 第 2 8 号
平成16年1月30日

青森県知事 殿

青森県情報公開審査会
会 長 石 田 恒 久

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成14年12月19日付け青総第646号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成14年4月17日付けで、県に提出された報告書に係る一部開示決定処分に対する異議申立てについての諮問

第 1 審査会の結論

青森県知事が対象となった行政文書を一部開示としたことは、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

平成14年11月1日、青森県知事（以下「本件実施機関」という。）に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、「学校法人 または同高校において発生した職員による金銭の横領に関する同法人または同高校から県に提出された報告書」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）がなされた。

2 本件実施機関の決定等

(1) 開示請求に係る行政文書の特定

本件実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として、「平成14年4月17日付けで県に提出された報告書」（以下「本件行政文書」という。）を特定した。

(2) 第三者に対する意見書提出機会の付与

本件実施機関は、条例第13条第1項の規定により、本件開示請求に係る第三者である学校法人（以下「本件学校法人」という。）に対して、平成14年11月15日、本件行政文書の開示に係る意見書を提出する機会を与えた。

(3) 第三者からの意見書の提出

本件学校法人は、平成14年11月20日、本件行政文書の開示に反対すること等を内容とする意見書（以下「意見書」という。）を提出した。

(4) 意見書における主張

本件学校法人が、意見書において主張している本件行政文書の開示に反対する理由は、おおむね、次のとおりである。

ア 本人（本件学校法人が本件行政文書において金銭上の不祥事を起こしたとしている職員。以下同じ。）が、平成14年7月26日、病気により死亡したこと、また、本人の申立てをそのまま概要として記載したが、調査したところ証拠書類が紛失したり、故意に証拠を隠滅したかにより、本人の申立ての裏づけとなる確たる証拠書類が一切なく、今もって被害金額が確定されていない。

確定していない金額を、損害として公表した場合、遺族から異議申立てがなされ、場合によっては、名誉毀損の訴えがなされる可能性がある。また、今後返済に一切応じないおそれもあり、その際、未収金回収妨害として告訴も考えられる。事実関係において、本件学校法人与遺族の主張には食い違いがあり、一方的に本件学校法人の推測を公表することに、遺族が反発することも十分考えられる。遺族のプライバシーにも関わることなので、未確定の記述の詳細は公表すべきでない。

イ 動機は、飽く迄も本人の言い分にすぎない。他の動機も考えられ、真相は不明。

ウ 本人及び遺族から一部返済がすでになされ、現在弁護士により遺族との間に返済交渉がなされている最中であり、事件が公表されると現在進行中の返済計画に大きな支障が出るおそれが十分にある。

本件学校法人は、生徒募集の真っ最中で、この事件を今の段階で公表されると本件学校法人にとって致命的打撃となり、学校は破産する。事は経営に関わることであり、企業秘密を公表することは本件学校法人の権利、利益が著しく侵害されるおそれがある。

条例第7条第3号（個人情報）、第4号（法人の権利、利益侵害のおそれ）及び第8号（公にしないとの条件で任意提出した情報）の不開示情報に該当すると思われる。

なお、条例第8条第2項について、個人の氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述を除いても、他の部分から個人の権利、利益が害されるおそれがあるので部分開示もすべきではない。

(5) 本件実施機関の決定

本件実施機関は、本件行政文書のうち別記1記載部分を除く部分（以下「本件開示情報」という。）を開示する決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成14年12月5日、本件行政文書に係る開示請求者に通知した。

また、本件学校法人に対し、条例第13条第3項の規定により、本件処分をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を通知した。

3 異議申立て等

(1) 異議申立て

本件学校法人は、平成14年12月12日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「法」という。）第6条の規定により、本件処分に対する異議申立てを行った。

(2) 執行停止

本件学校法人は、本件処分に対する異議申立てとともに、法第48条において準用する法第34条第2項の規定により、本件実施機関に対して、本件処分の執行停止の申立てを行い、本件実施機関は、平成14年12月19日、本件処分の執行停止を決定し、開示請求者及び本件学校法人に通知した。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消すとの決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、反論書及び補充意見書等において主張している異議申立ての理由等は、おおむね、次のとおりである。

(1) 異議申立書（平成14年12月12日付け）

ア 本件実施機関は、本件行政文書の一部開示決定処分をした。その理由は、一部を開示したとしても、本件学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことなど、条例上の不開示情報に該当しないと認められるため、というものである。

イ しかし、本件処分は、以下の理由で違法であるから取消さるべきものと思料する。

(ア) 本件行政文書は、当初本人の申立てに基づいて作成したが、その後の調査によって正確でない数字、証拠書類が無いため根拠が明確でない数字が記載されている事実が判明した。

(イ) 本人が死亡したため、上記申立ての裏づけがなく、遺族から金額が正確でない、間違っているとの苦情が出ている。金額が公表されると、遺族からその証拠となる書類の提出が求められる。従って、根拠のない金額は発表すべきでない。

(ウ) 現在、遺族との間で弁済の話し合いが行われている最中であり、不正確な金額が公表されると、遺族側が態度を硬化させ、返済に応じないおそれがある。

(エ) 証拠書類がない中で、推測による数字が一人歩きをし、マスコミによって報道されると、遺族の名誉を傷つけ、本件学校法人の不当を訴えられかねないので、金額の開示は絶対にすべきではない。

(オ) 異議申立人と遺族との間で、双方とも弁護士を立て金額や弁済方法を話し合い、円満に協議をしているところであり、遺族側弁護士を通じてこれ以上の情報公表は極力やめてもらいたい旨の申入れを受けており、交渉の妨害になる金額の開示はすべきでない。

(カ) 推測による不正確かつ未定の金額が公表され、遺族との間に争いが生じたり、本件学校法人に対する誤った評判が立った場合には、本件学校法人の生徒募集に大きな影響が出る。そうなると伝統ある本件学校法人の存続が危くなる恐れがある。そうなった場合には、本件学校法人の権利、利益が著しく侵害されたことを理由に、誤った報道をした報道機関を名誉毀損で訴えざるをえず、本件学校法人の経営に更に混乱を招来する。

ウ 以上のことから、本件行政文書全部が、条例の下記条項の不開示情報に該当すると思料する。

とりわけ被害「総額」の金額（以下「本件被害総額」という。）は、不開示とす

べきである。

(ア) 第7条第3号(個人情報)

(イ) 第7条第4号(法人の権利、利益侵害のおそれ)

(ウ) 第7条第8号(公にしないとの条件で任意提出した情報)

(エ) 第8条第2項

個人の氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述を除いても、他の部分から個人の氏名が推定でき、個人の権利、利益が害されるおそれがあるので、部分開示もすべきではない。

(2) 反論書(平成15年2月19日付け)

ア 本件実施機関は、本件被害総額の部分の開示を認めてしまった。本件実施機関の理由説明書によると、その理由は、「本件被害総額は、本件行政文書を提出した平成14年4月17日時点での確定していない金額であるから、開示しても利益を害するおそれがない」というものである。

確かに、本件被害総額は、本人の申告額でありその裏付けはとれていないもので目下調査継続中であり、未確定の金額である。

しかし、問題は、このような客観性の認められない多額な金額が開示された場合には、総額の横領金額は被害金額を意味するものであり、世間の関心はその内訳もさることながら、その総額がいくらであるかに最大の関心が集中するのが通常であるから、その結論的な数字がマスコミによって報道され、数字自体が一人歩きして、あたかも「本件学校法人は多額の金を横領され学校経営は破綻するのではないか」という憶測を生むという事態が危惧される。

結局、本件被害総額の開示は、本件学校法人の社会的信用の失墜、父兄、生徒その他学校関係者に不安と不信を招来させ、ひいては本件学校法人の経営に取り返しのつかない悪影響を及ぼし、教育活動を危殆に陥らせる事態に発展するおそれが大きいと考えられる。

理由説明書のように「一部分を除くことにより、本件行政文書を開示しても、本件学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれなくなると認められる」ということにはならないと考えるのが常識的である。

なお本件学校法人が報道機関の取材に応じたのは、横領行為のうち確証の取れた金額のみで、本人申告額の一部にすぎない。

本件実施機関が、正当にも横領行為の内訳を不開示にしておきながら、本件被害総額の一部を開示したのは、論理的に一貫しないと言わざるを得ない。一部を不開示としたこととの整合性を持たせる意味でも、また横領(被害)総額の公表が学校経営に与えるであろう悪影響を取り除く意味においても、本件被害総額の一部は不開示にすべきものである。

イ 本件行政文書は、全体が個人情報、法人等情報で構成されており、本来は全部不開示が相当であるが、最低限度、横領金「総額」は、不開示情報と認定すべきものと考えられる。

(3) 資料及び書面(平成15年6月18日付け)

ア 現時点までの被害総額に関する調査状況について

本人の申告をもとに調査が進められ、平成15年3月末日に本人の申告額にほぼ近い被害額が確定した。その後、大きい動きはなかった。

イ 現時点で確定している被害総額

被害総額から回収確実なもの及び可能性の高い額を差し引いた額を被害額と見なし、徴収不能額引当金繰入額（回収の可能性を含む）として計算書に計上した。

ウ 現在、報道機関及び父兄、生徒その他の学校関係者に対し被害総額についてどのように説明しているか。

(ア) 昨年11月に報道機関の取材を受けた時には、確証の取れた被害金額を報道機関に知らせた。その時点で教職員には事件の概要を伝えた。また保護者に対してはPTAの役員や学校関係の代表と対応について相談した結果、これは学校法人の問題であり、保護者や生徒には関係のないことであるから、特に説明の必要はないとの判断が出された。生徒に対しても同じ理由で説明はせず、混乱のないよう教育面で配慮した。

なお、教育面には影響がないよう配慮していく旨、保護者に書面で知らせた。

(イ) 平成15年3月末日に確定した被害額について、教職員に対しては平成15年6月18日に平成14年度の計算書と平成15年度の予算書の説明の際に被害額について説明する。

保護者、その他学校関係者については、PTAの役員、後援会・同窓会関係の代表と相談の上、教育の場に支障や混乱を来さないよう、よく検討し、慎重に対応していくところである。

生徒には、上記と同じ理由で、説明しない。

報道機関にはこちらからの説明は考えていない。

(4) 補充意見書（平成15年7月15日付け）

ア 条例第7条第4号（法人の権利、利益侵害のおそれ）該当性について

(ア) 平成15年度の決算期にあたって、異議申立人側は、被害額を調査の上一応の認定をしたが、この金額については遺族側より異議が申立てられている。また横領行為自体を否定している部分もある。従って、現時点においても、被害額が公表されると、遺族から裏付け証拠の提示を求められたり（本人死亡により協力が得られず裏付け不能なものもある）、名誉毀損等を理由に刑事、民事上の法的手段を行使されるおそれがあり、現に代理人を通じてこのような申入れがなされている。そのような事態となった場合、本件学校法人の運営に多大な悪影響が生じることになる。

(イ) 本件被害総額等の情報開示によって、その事実が報道機関により報道されることは、本件学校法人にとって、学校教育へのイメージがダウンし、教育そのものに不安を与え、生徒募集等にも影響を及ぼし、また、本件学校法人の教育を信頼している保護者、生徒に対して、著しく信頼を損ねて混乱を招き、学校経営の上に大きな支障を来すおそれがある。

(ウ) また、マスコミによる事件報道、被害金額の公表がなされると、遺族から本件学校法人に対する損害賠償請求をされかねない。

(イ) 目下、遺族に働きかけ、損害金回収のため努力しているところであり、本件被害総額が公表されることは遺族をますます硬化させ、交渉の妨害となることは火をみるより明白であり、回収の道が断たれてしまうことになる。

(オ) 今回提出された「資料・文書」は非公開扱いされており、学外の人には閲覧できないことになっている。従って、問題になっている当該「報告書」を不開示にする実益はなお残っている。

(カ) 以上の理由により、本件開示情報は、条例第7条第4号の不開示情報とすべきと思料する。

イ その他については、異議申立書を援用する。

第4 本件実施機関の説明要旨

本件実施機関が、理由説明書において主張している本件処分の理由は、おおむね、次のとおりである。

1 行政文書の性格及び内容

本件行政文書は、平成14年4月8日に本件学校法人の理事長が来庁した際、理事長から、当該学校法人において学校運営資金の流用があったとの報告が口頭でなされたことから、詳細について県に文書で報告するよう要請した結果、平成14年4月17日付けで県に提出されたものである。

2 開示又は不開示の判断理由

(1) 不開示部分の検討

まず、本件行政文書について不開示とすべき部分を検討した。

特定の個人を識別できる情報は、条例第7条第3号に該当すると認められ、不開示と判断した。

本件学校法人の経営方針等に関することで事業活動を行う上での内部管理情報に関する情報は、条例第7条第4号に該当すると認められ、不開示と判断した。

(2) 意見書の主張に対する検討

本件行政文書について開示決定等を行うに当たり、本件学校法人から提出された意見書は、本件行政文書の開示に反対意見を述べたものとなっている。このため、意見書の主張について検討した。

ア 本人の個人情報についての検討（条例第7条第3号関係）

本件行政文書には本人に関する事項が記載されており、本人の氏名、職名、年齢その他個人を識別することができる記述があるが、これら特定の個人を識別することができることとなる記述の部分を除くことにより、本件行政文書を開示しても、本人の権利利益が害されるおそれがあると認められるので、条例第8条の規定

により、これら特定の個人を識別することができることとなる記述の部分を除いて開示することとしたものである。

イ 法人等情報についての検討（条例第7条第4号関係）

本件行政文書には本件学校法人に関する事項が記載されており、意見書では、事件が公表されると、現在進行中の返済計画に大きな支障が出るおそれがあることや、生徒募集の最中で本件学校法人にとって致命的打撃となり学校が破産することを主張しているが、本件学校法人において本事件が発生したこと及びその内容については既に本件学校法人側が新聞社の取材に応じて説明していることが平成14年11月下旬の新聞報道により明らかとなっている。

また、確定していない金額を損害として公表した場合、返済計画や生徒募集に支障が生ずるおそれがある旨主張しているが、本件行政文書に記載されている金額の表現からみれば、当該金額は確定した金額でなく、あくまで本件行政文書が県に提出された平成14年4月17日時点での金額であるということは明らかである。

さらに、本件行政文書を県に提出した約7か月後の平成14年11月下旬に、金額について最も知り得る本件学校法人側が新聞社の取材に応じ、金額も含めて事件の内容について説明していることが報道されているので、このことから、本件行政文書に記載されている金額はあくまで平成14年4月17日時点での確定していない金額であるということは明らかである。

これらのことに加え、学校法人が公共性・公益性の高い法人であることをも考慮した結果、本件学校法人の資金の借入先、借入額、借入条件等が記述されている部分を除くことにより、本件行政文書を開示しても、本件学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがなくと認められるので、条例第8条の規定により、これらの部分を除いて開示することとしたものである。

ウ 任意提供情報についての検討（条例第7条第8号関係）

条例第7条第8号の任意提供情報の規定は、個人又は法人等が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、当該個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものについては、不開示とするとの規定である。

本件行政文書が県に提出された経緯は、平成14年4月8日に本件学校法人の理事長が来庁した際、理事長から、当該法人における学校運営資金の流用について口頭で報告を受けたことから、詳細について文書で報告するよう要請した結果、平成14年4月17日付けで県に報告されたというものである。

当該報告に関しては、これを公にしないとの条件を付して要請したものではなく、また、本件学校法人からそのような要請がありこれを了解したという事実はない。

このため、条例第7条第8号を根拠とした本件行政文書の不開示の主張は、妥当性がないと判断したものである。

3 その他

異議申立書には、意見書に記載された主張に加えて、「とりわけ本件被害総額は、不開示とすべきである」と主張しているが、本件被害総額を開示することとした理由は、上記2の(2)の「意見書の主張に対する検討」で述べたとおりである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、「原則開示」を理念としている。

しかし、「原則開示」を理念とする本条例においても、条例第7条各号において不開示情報が定められており、また、条例第13条においては、開示請求に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されているときの当該第三者に対する意見書提出の機会の付与等が定められている。

これらの趣旨をふまえ、当審査会は、個人又は法人の権利利益の保護等との調和を図りつつ、本件開示情報が条例第7条各号に該当するかどうかについて、以下、判断するものである。

2 本件行政文書及び本件開示情報について

本件行政文書は、平成14年4月17日付けで本件学校法人の理事長から本件実施機関に提出された本件学校法人における金銭上の事故（以下「本件事故」という。）に関する報告書であり、以下の事項が記録されているが、これらのうち、本件開示情報は、別記1記載部分を除く部分であると認められる。

(1) 表題等（本件行政文書の1枚目の1行目～7行目に記録されている情報）

日付、名宛人の職・氏名、発信者の職・氏名、発信者の印影、表題及び本件学校法人において本件事故が発生したことを報告する旨が記録されている。

(2) 職員氏名（本件行政文書の1枚目の8行目に記録されている情報）

本人の氏名、年齢及び職名等が記録されている。

(3) 事件の概要（本件行政文書の1枚目の9行目～24行目に記録されている情報）

本件事故が発覚した経緯、本件学校法人の理事長による調査内容、金銭の流用に関する本人の申告内容、本件被害総額及び本人の進退が記録されている。

(4) 事件への対応（本件行政文書の1枚目の25行目～2枚目の1行目に記録されている情報）

本件事故発覚後、本件行政文書提出前までの本件学校法人の対応状況が時系列で記録されている。

(5) 特に考えられる動機（本件行政文書の2枚目の2行目～5行目に記録されている情報）

本件事故に関する本人の動機が記録されている。

(6) 事件発生による校内外の動静（本件行政文書の2枚目の6行目～12行目に記録されている情報）

本件学校法人関係者に対する本件事故に関する説明の状況等が記録されている。

(7) 今後の対応（本件行政文書の2枚目の13行目～18行目に記録されている情報）

本件事故発生をふまえた今後の本件学校法人における財務上及び人事上の対応が記録されている。

(8) 理事長所見（本件行政文書の2枚目の19行目～36行目に記録されている情報）

本件事故をふまえた本件学校法人における再発防止策及び今後の運営見通しに関する本件学校法人の理事長の所見が記録されている。

3 当審査会の判断の対象について

異議申立人は、本件行政文書に記録されている情報が条例第7条第3号、第4号及び第8号に該当し、本件行政文書の全部を不開示とすべきである旨主張していることから、当審査会は、条例第7条第3号、第4号及び第8号該当性を検討するとともに、条例第7条各号に規定しているその他不開示情報該当性を検討する。

4 条例第7条第3号の該当性等について

異議申立人は、本件開示情報について、条例第7条第3号に該当し、不開示とすべきであると主張している。

また、条例第8条第2項の適用について、個人の氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述を除いても、本件開示情報から個人の氏名が推定でき、個人の権利利益が害されるおそれがある旨主張している。

これらのことから、以下、本件開示情報の第7条第3号該当性及び条例第8条の適用について検討する。

(1) 条例第7条第3号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものを不開示情報として規定し、同号から除かれるものとしてただし書イないしハを掲げている。

また、条例第8条第2項は、行政文書に特定の個人を識別することができる情報が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、氏名等を除いて開示しなければならないとしている。

(2) 本件行政文書には、個人の氏名等、特定の個人を識別することができる情報が記録されているが、本件開示情報では、条例第7条第3号に該当する氏名等は除かれており、残る部分だけでは、一般人の立場から同号に該当する特定の個人を識別することはできないと認められる。また、その他個人の権利利益保護の観点から、本件開示情報を公にすることがなお不適當であると認められる特別の事情は認められない。

(3) したがって、本件開示情報は、条例第8条第2項の規定が適用されることにより、開示しなければならないものと認められる。

5 条例第7条第4号の該当性について

本件行政文書は、本件事故に関して、本件学校法人から本件実施機関に提出された報告書であり、本件学校法人に関する情報が記録されていると認められることから、以下、本件開示情報の同号該当性について検討する。

(1) 異議申立人は、本件開示情報について、条例第7条第4号に該当し、不開示とすべきであるとし、次のとおり主張及び説明を行っている。

ア 異議申立書（平成14年12月12日付け）及び反論書（平成15年2月19日付け）における主張は、おおむね、次のとおりである。

(ア) 本件学校法人が報道機関の取材に応じたのは、横領行為のうち確証の取れた金額のみであるところ、本件被害総額は、本人の申告に基づく金額であり、その根拠となる裏付け資料がなく、推測による不確定かつ未定の金額であること。

(イ) このような客観性の認められない本件被害総額を公にすることにより、次のような事態が生じること。

a 本人の遺族は本件被害総額の正確性に異議を申し立てており、本人の遺族との間で円満に協議されている金額や弁済の交渉の妨害になること。

b 本人の遺族との間に争いを生じたり、本件学校法人に対する誤った評判が立つと、生徒募集に大きく影響し、本件学校法人の存続が危うくなるおそれがあること。

c 世間の関心が集中する本件被害総額が結論的な数字として報道され、推測による数字が一人歩きすると、学校経営が破綻するとの憶測が生まれ、また、本人の遺族の名誉を傷つけ、本件学校法人の不当を訴えられかねないこと。

(ウ) これらのことにより、本件被害総額の開示は、本件学校法人の社会的信用の失墜、父兄、生徒その他学校関係者に不安と不信を招来させ、ひいては本件学校法人の経営に取り返しのつかない悪影響を及ぼし、教育活動を危殆に陥らせる事態に発展するおそれ大きいこと。

イ 平成15年6月18日付けの「資料及び文書の提出について」と題する書面（以下「説明書面」という。）による本件被害総額の確定状況についての説明は、おおむね、次のとおりである。

(ア) 平成15年3月末日に本人の申告額にほぼ近い被害額が確定し、その後大きな変動がなかったこと。

(イ) 被害総額から回収確実なもの及び可能性の高い額を差し引いた額を被害額と見なし、徴収不能額引当金繰入額（回収の可能性を含む）として計算書に計上したこと。

ウ 補充意見書（平成15年7月15日付け）における同号該当性に関する主張は、おおむね、次のとおりである。

(ア) 平成15年度の決算期に当たって、被害額を調査の上一応の認定をしたが、この金額については本人の遺族側から異議が申し立てられているので、現時点でも、公表されると、本人の遺族側から法的手段を行使されるおそれがあり、そのような事態となった場合、本件学校法人の運営に多大な悪影響が生じ、また、本人の遺族との損害金回収交渉の妨害となることは明白であること。

(イ) 本件被害総額等の事実が報道機関により報道されることにより、本件学校法人の行う学校教育へのイメージがダウンし、教育そのものに不安を与え、生徒募集等にも影響を及ぼし、また、本件学校法人の行う教育に対する保護者及び生徒の信頼を著しく損ねて混乱を招き、学校経営の上に大きな支障を来すおそれがあること。

(ウ) 今回提出された説明書面は非公開扱いされており、学外の人には閲覧できないことになっている。従って、問題になっている本件行政文書を不開示にする実益はなお残っていること。

(2) 異議申立人のこれらの主張等をふまえたうえ、当審査会が本件開示情報の同号該当性について検討した結果は、次のとおりである。

ア 条例第7条第4号は、不開示情報として、「法人その他の団体（県、国、独立行政法人等及び県以外の地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と規定している。

イ 本件行政文書には、表題等、職員氏名、事件の概要、事件への対応、特に考えられる動機、事件発生による校内外の動静、今後の対応、理事長所見が各項目ごとに記録されており、本件開示情報は、別記1記載部分を除く部分である。

(ア) まず、異議申立人は、異議申立書及び反論書において、本件被害総額については、本人の申告に基づく金額であり、その根拠となる裏付け資料がなく、推測による不確定かつ未定の金額であることを前提にして、本件被害総額を公にすることにより、本件学校法人の経営に悪影響を及ぼすこと等から、とりわけこれを不開示とすべきと主張している。

しかし、説明書面によると、本件被害総額については、本件学校法人の調査では、平成15年3月末日に本人の申告額にほぼ近い金額で確定し、その後、大きな変動がなかったとしている。よって、本件処分時ではともかく、現時点では、異議申立書及び反論書における主張は、その前提を欠くことになる。

(イ) また、異議申立人は、補充意見書において、本件被害総額については平成15年度の決算期に当たって調査の上一応の認定をしたが、現時点でもこれを公表されると本件学校法人の経営に大きな支障を来すおそれがあること等から、本件行政文書を不開示にする実益はなお残っていると主張している。

a しかし、学校法人は、極めて高い公的使命と公益性を有する法人であり、私

立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）に基づき、多額の公的助成措置が講じられている。

このため、学校法人の経理内容に関する情報については、透明性の確保が求められており、財務関係の書類についても、公開することが公益に合致すると考えられる。

さらに、本件開示情報は、本件学校法人内で発生した本件事故に関する情報が記録されており、学校法人の公的使命と公益性から、社会的にも大きな関心事である。

そうすると、本件開示情報は、本件被害総額も含め、公開することの要請が大きいと言うべきである。

また、異議申立人は、本件開示情報のうち、特に本件被害総額が公にされた場合、

(a) 本人の遺族側から法的手段を行使されるおそれがあること。

(b) 本人の遺族との損害金回収交渉に支障を来すこと。

(c) 本件学校法人のイメージがダウンすること。

等から、本件学校法人の運営に多大な影響が生じると主張するが、いずれも本件事故の発生に伴い必然的ないし派生的に生ずる問題であり、これらを回避することが、上記公開の要請に優越してまで保護されるべき正当な利益とは言えない。

- b また、異議申立人は、説明書面において、被害総額から回収確実なもの及びその可能性の高い額を差し引いた額を被害額と見なし、徴収不能額引当金繰入額（回収の可能性を含む）として計算書に計上したとしているが、確かに、説明書面では、平成14年度の計算書類から、徴収不能額引当金繰入額が記載されていると認められる。

ところで、私立学校振興助成法に基づき、経常的経費について補助金の交付を受ける学校法人は、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類（以下「計算書類」という。）を作成し、所轄庁に届け出なければならないとされており、また、提出された計算書類の大科目の科目名及びその金額等については、開示請求に応じて開示することが妥当とされている（高等学校を設置する学校法人の平成10年度計算書類に係る一部開示決定処分に対する異議申立てに係る諮問についての当審査会平成13年11月2日付け答申第22号、公文書開示決定処分取消請求事件に係る最高裁平成13年11月27日判決参照。）。

したがって、本件学校法人が本件実施機関に提出した計算書類の大科目の科目名及びその金額等は、条例に基づく開示請求に応じて開示されることとなり、本件学校法人が本件実施機関に提出した計算書類における徴収不能額引当金繰入額も大科目に含まれ、その金額が開示されることになる。

そして、本件事故発覚前後の年度の計算書類を比較・検討することにより、本件事故と平成14年度の計算書類における徴収不能額引当金繰入額との関連性を合理的に推認できることから、当該徴収不能額引当金繰入額の金額が本件被害総額そのものではないとしても、本件被害総額が相当の金額であったことを容易に窺い知ることができると認められる。

- ウ 以上をふまえると、本件開示情報を公にしても、本件学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないと認めるのが相当であり、本件開示情報は、条例第7条第4号に該当しない。

6 条例第7条第8号の該当性について

異議申立人は、本件行政文書について、条例第7条第8号に該当し、不開示とすべきである旨主張しているので、以下、本件行政文書に記録されている情報の同号該当性について検討する。

- (1) 条例第7条第8号は、不開示情報として、「個人又は法人等が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、当該個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と規定している。
- (2) これに対し、本件実施機関は、本件行政文書について、公にしないとの条件を付して本件学校法人に要請したものではなく、また、本件学校法人からそのような要請がありこれを了解したという事実はないと主張している。その他、異議申立人の主張を裏付ける具体的な証拠は存在せず、それを窺わせるような事情も見受けられない。
- (3) したがって、本件行政文書は、本件学校法人が本件実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供したものと認められず、本件行政文書に記録されている情報は、条例第7条第8号に該当しない。

7 その他不開示情報該当性について

当審査会は、本件開示情報について、条例第7条第3号、第4号及び第8号以外の不開示情報該当性を検討したが、本件開示情報は、条例第7条第3号、第4号及び第8号以外の条例第7条各号に規定している不開示情報のいずれにも該当しない。

8 結論

以上のとおり、本件開示情報は開示すべきであり、第1のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記2のとおりである。

別記 1

開示しない部分とその理由

開示しない部分			開示しない理由	
枚目	行目	字目		
1	8	7 ~ 10	条例第 7 条第 3 号該当	氏名、年齢、職名が記載されており、特定の個人を識別できる情報であるため。
1	8	11 ~ 12	条例第 7 条第 3 号該当	
1	8	15 ~ 29	条例第 7 条第 3 号該当	
1	11	6 ~ 12	条例第 7 条第 4 号該当	学校法人の経営方針に関することが記載されており、事業活動を行う上での内部管理に関する情報であるため。
1	11	36 ~ 38	条例第 7 条第 3 号該当	職名が記載されており、特定の個人を識別できる情報であるため。
1	12	3 ~ 8	条例第 7 条第 4 号該当	学校法人の借入先が記載されており、経営方針に関する ことで事業活動を行う上での内部管理に関する情報であるため。
1	13 14	37 ~ 40 1 ~ 2	条例第 7 条第 4 号該当	学校法人の借入先が記載されており、経営方針に関する ことで事業活動を行う上での内部管理に関する情報であるため。
1	14	22 ~ 24	条例第 7 条第 4 号該当	学校法人の借入金額が記載されており、経営方針に関する ことで事業活動を行う上での内部管理に関する情報であるため。
1	15	10 ~ 17	条例第 7 条第 4 号該当	学校法人の借入先が記載されており、経営方針に関する ことで事業活動を行う上での内部管理に関する情報であるため。
1	17	27 ~ 29	条例第 7 条第 4 号該当	学校法人の借入金額が記載されており、経営方針に関する ことで事業活動を行う上での内部管理に関する情報であるため。
1	20	30 ~ 34	条例第 7 条第 4 号該当	学校法人の借入先が記載されており、経営方針に関する ことで事業活動を行う上での内部管理に関する情報であるため。
1	21	1 ~ 4	条例第 7 条第 4 号該当	学校法人の借入金額が記載されており、経営方針に関する ことで事業活動を行う上での内部管理に関する情報であるため。
1	21	13 ~ 18	条例第 7 条第 4 号該当	学校法人の資金調達に関することが記載されており、経営方針に関する ことで事業活動を行う上での内部管理に関する情報であるため。

開示しない部分			開示しない理由	
枚目	行目	字目		
1	21	21～24	条例第7条第4号該当	学校法人の資金調達の額が記載されており、経営方針に関することで事業活動を行う上での内部管理に関する情報であるため。
1	21	26～34	条例第7条第4号該当	学校法人の資金調達に関することが記載されており、経営方針に関することで事業活動を行う上での内部管理に関する情報であるため。
1	21 22	37～40 1～3	条例第7条第4号該当	学校法人の資金調達の額が記載されており、経営方針に関することで事業活動を行う上での内部管理に関する情報であるため。
1	22	5～17	条例第7条第4号該当	学校法人の資金調達に関することが記載されており、経営方針に関することで事業活動を行う上での内部管理に関する情報であるため。
1	22	20～24	条例第7条第4号該当	学校法人の資金調達の額が記載されており、経営方針に関することで事業活動を行う上での内部管理に関する情報であるため。
1	28	7～10	条例第7条第3号該当	氏名が記載されており、特定の個人を識別できる情報であるため。
1	28	20～22	条例第7条第3号該当	職名が記載されており、特定の個人を識別できる情報であるため。
1	30	13～14	条例第7条第3号該当	氏が記載されており、特定の個人を識別できる情報であるため。
1	30	27～31	条例第7条第3号該当	氏、職名が記載されており、特定の個人を識別できる情報であるため。
1	32	18～32	条例第7条第4号該当	学校法人の借入先が記載されており、経営方針に関することで事業活動を行う上での内部管理に関する情報であるため。
1	32 33	35～38 1～15	条例第7条第4号該当	学校法人の借入に係る借入条件が記載されており、経営方針に関することで事業活動を行う上での内部管理に関する情報であるため。
1	34	1～6	条例第7条第3号該当	氏、職名が記載されており、特定の個人を識別できる情報であるため。
2	4	10～21	条例第7条第3号該当	職名が記載されており、特定の個人を識別できる情報であるため。
2	4 5	28～40 1	条例第7条第3号該当	他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できる情報であるため。

開示しない部分			開示しない理由	
枚目	行目	字目		
2	11	29～31	条例第7条第3号該当	職名が記載されており、特定の個人を識別できる情報であるため。
2	14	4～13	条例第7条第4号該当	学校法人の経営状況が記載されており、経営方針に関することで事業活動を行う上での内部管理に関する情報であるため。
2	14	21～30	条例第7条第4号該当	学校法人の借入先が記載されており、経営方針に関することで事業活動を行う上での内部管理に関する情報であるため。
2	14 15	39～40 1	条例第7条第4号該当	学校法人の借入金額が記載されており、経営方針に関することで事業活動を行う上での内部管理に関する情報であるため。
2	16	20～27	条例第7条第3号該当	職名が記載されており、特定の個人を識別できる情報であるため。
2	20	12～27	条例第7条第3号該当	他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できる情報であるため。
2	20	28～33	条例第7条第3号該当	職名が記載されており、特定の個人を識別できる情報であるため。
2	21 22	33～40 1～3	条例第7条第3号該当	職名が記載されており、特定の個人を識別できる情報であるため。
2	23	18～19	条例第7条第3号該当	経験年数が記載されており、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できる情報であるため。
2	24	8～18	条例第7条第3号該当	他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できる情報であるため。
2	24	23～37	条例第7条第3号該当	他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できる情報であるため。
2	31	4～16	条例第7条第4号該当	学校法人の経営方針が記載されており、事業活動を行う上での内部管理に関する情報であるため。
2	31	25～32	条例第7条第4号該当	学校法人の経営方針が記載されており、事業活動を行う上での内部管理に関する情報であるため。
2	33	25～28	条例第7条第4号該当	学校法人の経営状況が記載されており、事業活動を行う上での内部管理に関する情報であるため。

注 「枚目」は本件行政文書を上から数えたもの、「行目」は情報が記録されている行を上から数えたもの、「字目」は記録されている文字（記号及び句読点を含む。）を行の左から数えたものである。

別記 2

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成14年12月19日	・ 本件実施機関からの諮問書を受理した。
平成15年 1 月24日	・ 本件実施機関からの理由説明書を受理した。
平成15年 2 月18日 (第79回審査会)	・ 審査を行った。
平成15年 2 月19日	・ 異議申立人からの反論書 (平成15年 2 月19日付け) を受理した。
平成15年 3 月26日 (第80回審査会)	・ 審査を行った。
平成15年 4 月22日 (第81回審査会)	・ 審査を行った。
平成15年 5 月21日 (第82回審査会)	・ 審査を行った。
平成15年 6 月20日	・ 異議申立人に対する照会について、異議申立人からの資料及び書面 (平成15年 6 月18日付け) を受理した。
平成15年 6 月23日 (第83回審査会)	・ 審査を行った。
平成15年 7 月16日	・ 異議申立人に対する照会について、異議申立人からの補充意見書 (平成15年 7 月15日付け) を受理した。
平成15年 7 月24日 (第84回審査会)	・ 審査を行った。
平成15年 8 月26日 (第85回審査会)	・ 審査を行った。
平成15年 9 月25日 (第86回審査会)	・ 審査を行った。
平成15年10月27日 (第87回審査会)	・ 審査を行った。
平成15年11月18日 (第88回審査会)	・ 審査を行った。
平成15年12月16日 (第89回審査会)	・ 審査を行った。
平成16年 1 月29日 (第90回審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏名	役職名等	備考
安藤 清美	青森中央学院大学経営法学部専任講師	
石岡 隆司	弁護士	
石田 恒久	弁護士	会長
加藤 勝康	青森公立大学学長	会長職務代理者 (平成15年3月31日委員退任)
西村 恵美子	青森県読書団体連絡協議会会長	会長職務代理者 (平成15年4月22日会長職務代理者就任)
平井 卓	青森大学経営学部教授	(平成15年4月1日委員就任)